

別記様式第3号

## 議事録

委員会名	中央区消防団運営委員会
日 時	令和6年11月14日(木) 9時59分から10時37分まで
場 所	東京都中央区築地1丁目1番1号 中央区役所8階 大会議室
諮問事項	変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか
出席者	山本 泰人(中央区長) 三田 芳裕(日本橋防火防災協会長) 中川 隆(東京臨港防火防災協会長) 田中 智彦(中央区副区長) 石島 秀起(都議会議員) かみや 俊宏(区議会議員) 青木 かの(区議会議員) 堀田 弥生(区議会議員) 渡部 恵子(区議会議員) 小栗 智恵子(区議会議員) 梶谷 優香(区議会議員) 三浦 弘直(京橋消防署長) 石澤 幸洋(日本橋消防署長) 内藤 一宏(臨港消防署長) 守本 利雄(京橋消防団長) 和氣 正幸(日本橋消防団長) 今井 久之(臨港消防団長)
欠席者	塩島 義浩(京橋防火防災協会長)
傍聴者	0人
配布資料	審議資料

議事録	
事務局	開会挨拶
委員長 区長	委員長挨拶
臨警防課長	中央区消防団運営委員会最終答申（案）について説明
かみや委員	取りまとめをいただきまして本当にありがとうございます。今、拝見させていただきまして、どの提言内容も重要な提言内容というふうに感じております。ぜひ取りまとめいただいた内容で取り組みを進めていただけるように要望させていただきまして、意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。
委員長 区長	ありがとうございます。他にございますか。一つ疑問なんで質問してよろしいですか。タブレットを配布して、ネットワークを強化しようということなんですが、これは新しいハードを提供するということなのか、それとも皆さんのが持ってるハードを活用してソフト面での共有化をはかる形でのネットワーク強化なのか、それはどういうふうに考えたらよろしいですか。
臨警防課長	ありがとうございます。タブレット端末の絶対数が不足しておりますので、タブレット端末を全消防団員に予算をつけて配布し、災害時の情報などを共有化することを考えております。
委員長 区長	デスクトップって言うんですか。スマートフォンみたいな形ではなく。
臨警防課長	持ち運びできるタブレット端末で、iPadみたいな端末です。
委員長 区長	常にそういうものを持ち歩くってことは、現実的にどうなのかなと思ったので、むしろもっとスマートフォン的なもので、初動の連絡は取った方がむしろ迅速性と全てに行き渡るのではないかなど疑問を感じたので質問しました。
臨警防課長	ありがとうございます。迅速性の通信体制につきましては、今回の提言にもございますMCA無線機というものがあります。個人個人がタブレットを持つことにより、受け持ち分団で災害が発生した時の写真や動画を撮って、即時に団本部に提供できるイメージであります。
委員長 区長	最終答申について決議
各委員	異議なし
青木委員	改めてということになるかもしれません、資料6について質問させていただきます。毎回ご報告いただいておりますが、定員と充足率、京橋、日本橋、臨港を三つに分けてご報告をいただいております。今の時代にこれだけの人数を集めの大変だと思いますが、そもそもここに定員と書いてありますが、この定員というのは何を基準に決めているのか、例えば臨港ですと定員が100名で92名ということで100名には達しておりませんが、充足率92%となっておりますが、居住地団員の割合っていうのがとても高く、よく言われるように現在都市部においては居住地団員については半数を切っているところが多い中で、居住地団員が多いというところは大変プラスの面だと思います。まずはこの定員を現在、何を基準に決められているのかということ。それから世代交代についても今のお話の中で何度か出てまいりましたが、改めてですね。この消防団員には年齢制限、つまり定年があるのかどうかっていう

	ことを調べましたところ、地方によって違いまして、まあ若いところは60歳、ただし65歳まで再任用できるというところで中央区は、70歳とでておりました。これも状況によっては75歳まで、体調などを見てということだと思いますが、75歳までできると書いてあります。この二点質問させていただきます。
臨港防課長	<p>消防団員の定数つきましては、特別区消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、これは昭和24年7月16日に制定されたのですが、そこに特別区の消防団員の定数が16000名と定められております。さらには特別区の消防団員の配置の基準というのが東京都の規則で定められています。そちらに、各消防団定数、例えば、中央区内であれば、京橋150、日本橋150、臨港100というふうに定められておりますのでそれが根拠となっております。</p> <p>定年制につきましては、それぞれの消防団の実情に応じて定めております。臨港消防団では基本的には75歳までということになります。それぞれ内規で定めているところでございます。</p>
青木委員	それぞれ東京都の条例ですとか内規で定められているということは分かれます。調べれば分かることですが。私が知りたいのは、この人数で十分なのか。あるいは逆に今の時代を見てみまして、これだけの定員を集めるのは大変なのでは、沢山集まつていただけるような広報活動は重要だとは思いますが、定員がこれだけ必要なかどうか、昭和24年制定で改正は適宜されると思うんですけれども。一番新しいところで何年でしょうか。
臨港防課長	直近の改正ですと令和3年3月に改正されております。
青木委員	<p>はい失礼いたしました。そこを知りたかったんです。令和3年で改正されてこの人数ということですので、人口が急増している中で、この人数がやはり適切であるということを確認させていただきました。</p> <p>定年制についてもですね、一般的には70歳か75歳というのは一般的に本当に皆さん今健康な方が多くなっておりますが、消防団としてその70歳から75歳、状況を見て75歳という内規は、私も読みました。これに何か条件などがついているのかどうか教えて下さい。</p>
臨港防課長	消防団の入団の条件というのもございますので、年齢は18歳以上のものであること、意思軒昂、身体強健なものであること。消防団の管轄区域内に居住または勤務、通学するものであることを定められております。それ以外の定めはありませんので、年齢はそれぞれの消防団の内規で定められております。
青木委員	70歳になって、その体力がついていくかっていうことですけれども、消防団としての活動ができるということを判断した場合に、75歳まで伸びすことができるということ。どうもありがとうございました。
委員長 区長	委員長挨拶
事務局	閉会